

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 入札参加申請（電子入札対象工事の場合）

電子入札対象工事の場合、入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うとともに、総合評価方式適用工事の場合は下記（ 4 ）の総合評価方式に関する技術資料を 3（ 1 ）イ（ア）に定めるところにより提出すること。

(4) 技術提案の提出（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事の場合、入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料（以下「技術提案書」という。）を提出すること。

ア 技術提案書（様式第 1 号）・・・特別簡易型、簡易型、標準型

イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第 6 号）・・・簡易型、標準型

ウ 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第 7 号）・・・簡易型、標準型

エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第 8 号）・・・簡易型、標準型

オ 技術審査書（様式第 9 号その 1～その 2）・・・簡易型

- カ 技術審査書（様式第 9 号その 1～その 4）・・・標準型
- キ に関する技術提案（様式第 10 号）・・・標準型
- ク 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（様式第 11 号）・・・特別簡易型

なお、技術資料の作成に当たっては、総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

(5) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書、見積内訳書及び総合評価方式適用工事の場合は技術提案書等（以下「入札書等」という。）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 郵便入札の場合（電子入札対象工事でない場合）

- (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用 工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方 式適用工事の場合
中封筒 に入れる 書類	入札書	入札書	入札書
	見積内訳書	見積内訳書	見積内訳書
		見積内訳総括表（低 入札価格調査事務処 理要領様式第 6 号）	工事費内訳書（福島 県施工体制事前提出方 式試行要領様式 1 号）
			下請工種内訳書（福 島県施工体制事前提出 方式試行要領様式 2 号）
			工事費内訳書（様式 1 号）を記録したフ ロッピーディスク

フロッピーディスクには、工事番号及び会社名を記載するものとする。

- (エ) 外封筒には、入札書等（上記（ウ）に示す書類）を同封した中封筒と総合評価方式適用工事の場合は技術提案書（上記 2（4）に示す書類）を入れ、

外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

イ 電子入札対象工事の場合

(ア) 総合評価方式適用工事の場合、技術提案書（上記2（4）に示す書類）の提出は、入札参加申請時に福島県電子入札運用基準（工事等）（以下「運用基準」という。）第11の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で提出するものとする。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書のほか下表に示す書類の提出は、入札書の提出時に運用基準第13の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用 工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方 式適用工事の場合
入札書 の提出 時に提 出する 書類	入札書	入札書	電子入札対象外。
	見積内訳書	見積内訳書	
		見積内訳総括表（低 入札価格調査事務処 理要領様式第6号）	

(ウ) 技術提案書又は入札書等の提出の確認について

技術提案書又は入札書等の提出は、それぞれの受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、技術提案書にあつては「競争参加資格確認通知書」を、入札書等にあつては「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

(エ) 電子入札システムにより技術提案書又は入札書等を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第9の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第1号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

なお、技術提案書（入札参加申請における添付ファイル）の提出について

も、上記と同様の手続きを行うこと。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

電子入札対象工事で総合評価方式適用工事の場合の具体的な運用については、別紙「電子入札システムによる総合評価方式の入札について（工事）」を熟読すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

4 総合評価に関する事項（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事における総合評価の方法等については、以下のとおりとする。

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 標準型の場合、技術提案が最低限の要求要件（発注提示案）をすべて満たしていること。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案の内容を、入札公告に併せて提示する総合評価点評価基準に記載した各評価項目について、当該評価基準に基づき評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、加算点と標準点（100点）の合計を当該入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

(3) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

(4) 技術提案について

技術提案の内容に基づく落札後の変更契約は行わないので、入札額の範囲内で実施可能な提案内容とすること。

(5) 技術資料に基づく施工

実際の施工に際しては、技術提案の内容に基づき、施工計画書を作成し、施工するものとする。

受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、入札参加資格制限、工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

5 低入札価格調査制度に関する事項（低入札価格調査制度適用工事の場合）

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・入札額（税込）が5千万円以下の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.95$$

（千円未満切り捨て）

- ・入札額（税込）が5千万円超の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

イ 共通仮設費に対する失格基準

$$\text{共通仮設費} < \text{設計額における共通仮設費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

ウ 現場管理費に対する失格基準

$$\text{現場管理費} < \text{設計額における現場管理費相当額} \times 0.7$$

（千円未満切り捨て）

エ 一般管理費に対する失格基準

$$\text{一般管理費} < \text{設計額における一般管理費相当額} \times 0.45$$

（千円未満切り捨て）

(2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が失格基準に該当しない場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めら

れる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費の詳細内訳（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 労務者の確保や配置の内容

コ 過去に施工した公共工事名

サ 公共工事の施工成績

シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

ス その他必要な事項

6 施工体制事前提出方式に関する事項（施工体制事前提出方式適用工事の場合）

施工体制事前提出方式における調査内容及び失格基準等については、以下のとおりとする。

なお、施工体制事前提出方式は、落札候補者決定時における施工体制等事前調査及び契約締結後における施工体制確認調査により行うものとし、詳細については、福島県ホームページの入札等制度改革のページを参照すること。

（入札等制度改革のページ：http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/）

（1）施工体制等事前調査

ア 調査内容

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された工事費内訳書（様式1号）及び下請工種内訳書（様式2号）等により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準により判断する。

イ 失格基準について

落札候補者の入札金額が詳細調査基準価格（非公表）以上であった場合、下記に示す失格基準、及びのいずれかに該当する場合は失格とし、詳細調査基準価格（非公表）を下回った場合、下記に示す失格基準、及びのいずれかに該当する場合は失格とする。ただし、失格基準に該当する場合は、下記ウの調査を行い、合理的な根拠があると認められた場合は失格としない。

なお、建築工事及び建築設備工事については、下記（ウ）失格基準及びを適用しない。

（ア）現場管理費に対する失格基準

失格基準

落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額
× (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45)
(千円未満切り捨て)

(イ) 一般管理費に対する失格基準

失格基準

落札候補者の一般管理費相当額 <
設計額における一般管理費相当額 × 0.45
(千円未満切り捨て)

(ウ) 元請下請適正化に関する基準

失格基準

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 <
詳細調査基準価格 / 予定価格

失格基準

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率
なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上され
た下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から、
次式により算出するものとする。

直接工事費における想定下請応札率
= 下請金額の総額 / 想定下請設計額の総額
= 下請金額の総額 / (各工種の下請金額 / 当該工種における工種別
応札率)

下請金額の総額 : 直接工事費に計上された下請金額の総額
想定下請設計額 : 各工種の想定下請設計額の総額
各工種の下請設計額 : 各工種の下請金額を当該工種における工種別
応札率で除した額
工種別応札率 : 直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該
工種毎の設計額に対応した応札額との割合
応札率 : 入札金額を予定価格で除した率

(エ) 純工事費に対する失格基準

失格基準

・落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 <
設計額における各工種毎における直接工事費相当額 × 0.85
(千円未満切り捨て)
・落札候補者の共通仮設費相当額 <
設計額における共通仮設費相当額 × 0.85
(千円未満切り捨て)

ウ 失格基準 に該当した場合の調査について

失格基準 に該当する場合は、調査のための書類等の提出を求め、その金額の
根拠等について聴き取り調査等を行う。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、合理的な根拠がない場合は、当該落札候補者を失格とする。

(2) 施工体制確認調査

ア 調査内容

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書(様式1号)及び下請工種内訳書(様式2号)等を基に、契約締結後に提出される下請通知書、下請契約書の写し及び下請負報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認を行う。

イ 確認調査基準

(ア) 下請負人の確認

(イ) 下請金額の確認

(ウ) 下請工事内容の確認

(エ) 下請金額総額の確認

(オ) 下請負報告書等の確認

上記の(ア)～(オ)の確認調査基準については、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加制限又は工事成績表定点の減点の対象となる場合がある。

(3) 施工体制事前提出方式における様式等

施工体制事前提出方式関連様式等は以下のとおり。

名 称	掲載場所
工事費内訳書(様式1号)	公告のホームページと同じ
工事費内訳変更書(様式1-1号)	各発注機関のホームページ又は福島県ホームページの入札等制度改革のページ
下請工種内訳書(様式2号)	
下請工種内訳変更書(様式2-1号)	
下請負人・下請金額の変更に関する理由書(様式3号)	
直接工事費等低価格理由書(様式4号)	福島県ホームページの入札等制度改革のページ
福島県施工体制事前提出方式試行要領	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制事前調査失格基準	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制確認調査基準	
施工体制事前提出方式事務フロー	
施工体制事前提出方式失格基準概要図	

7 低入札価格調査基準価格又は詳細調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件(総合評価方式適用工事(低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用す

る工事)の場合)

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格(非公表)又は詳細調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合には、別に定める「契約の方法及び入札の条件」にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等の資格以上を有する2名を配置するものとし、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要する。
- (4) 落札者が共同企業体(経常又は特定)の場合、上記(3)の規定は代表構成員にのみ適用する。

8 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合(総合評価方式適用工事でない場合)、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者(最低制限価格を下回る入札をした者を除く。)から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用工事の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

9 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(様式第5号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

また、総合評価方式適用工事の場合は、上記に加え、落札候補者は、通知のあつ

た日から起算して3日以内に、技術提案書の内容の確認に必要な書類（総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等）を提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象工事の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（なお、総合評価方式適用工事の場合、落札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）又は詳細調査基準価格（非公表）を下回った場合には、7（1）に定めるところによる。）

契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500

万円以上となるときは、この限りではない。

1.1 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

1.2 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、入札心得、総合評価方式適用工事においては総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入札対象工事においては運用基準を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和31年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評価値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

(6) 配置予定の技術者について

ア 総合評価方式適用工事の場合、配置予定技術者の変更は原則として認めない。
配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

イ 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とする事

ができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

エ 配置技術者の専任期間

建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（ただし、工場には専任で配置すること。）
- ・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

オ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

カ 直接かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては 5 千万円以上。それ以外は 2 千 5 百万円以上。）には、さらに開札日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることが必要である。

（ 7 ）再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象工事の場合は、電子入札システムから再入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

（ 8 ）被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

（ 9 ）工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

電子入札システムによる総合評価方式の入札について（工事）

電子入札システムによる総合評価方式の入札については、以下のとおりの取扱いとする。

なお、電子入札システムで入札に参加する場合は、利用者登録されたＩＣカードが必要となるので注意すること。ＩＣカードの準備等の手続き及び電子入札システムの操作については、県の電子入札のホームページを参照すること。

(アドレス)http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/densi/densiindex.htm

1 総合評価方式の案件について

総合評価方式の入札案件は、画面上の入札方式が「一般競争（標準型）」と表示されるが、案件名称に「**（総合評価）**」と表示されるので、それにより総合評価方式での入札案件であることを確認すること。

なお、対象案件の調達案件概要を開いた際に、システムの仕様上、画面上では落札方式が「価格競争」と表示されるが、案件名称に表示されているとおり総合評価方式での入札となるので、間違えないように注意すること。

2 技術提案書の提出方法について

技術提案書の提出は、入札参加者が「競争参加資格確認申請書提出」の際に、添付ファイルとして以下のファイルをシステムにより送信することにより行うので、その際に添付ファイルの送信漏れがないように注意すること。

技術提案書は入札書とは別に送信することになるので、注意すること。

【競争参加資格確認申請書提出時に提出する添付ファイル】

特別簡易型の場合

- ・「（様式第1号）技術提案書」
- ・「（様式第11号）企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（特別簡易型）」

簡易型の場合

- ・「（様式第1号）技術提案書」
- ・「（様式第6号）企業の技術力（実績・経験等）」
- ・「（様式第7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」
- ・「（様式第8号）企業の地域社会に対する貢献度」
- ・「（様式第9号その1～その2）技術審査書」

圧縮ファイル等により一つのファイルにまとめて添付すること。

3 入札書等の提出方法について

入札書の提出の際に、添付ファイルとして以下のファイルをシステムにより送信すること。上記2と同様に添付ファイルの送信漏れがないように注意すること。

【入札書等提出時に提出する添付ファイル】

- ・「見積内訳書」
- ・「見積内訳総括表」（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）
圧縮ファイル等により一つのファイルにまとめて添付すること。

なお、申請書等の提出を行ったのち、発注者側から以下のメールが送信されるので、受信を確認すること。

- ・競争参加資格確認申請書受付票（競争参加資格確認申請書の受付処理後に発行）
- ・競争参加資格確認通知書（競争参加資格確認申請書締切後に発行）
- ・入札書受付票（入札書の受付処理後に発行）
- ・入札締切通知書（入札書提出締切後に発行）
- ・保留通知書（開札後に発行）
- ・落札者決定通知書（落札者決定後に発行）

競争参加資格確認申請や入札書の提出については、提出期間が決まっているので入札公告で確認のうえ、期日に遅れないように提出すること。

4 上記添付ファイルを提出する場合の注意事項

上記2及び3の添付ファイルを提出する場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 添付ファイルを提出する前に、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトでウイルスチェックを行った上で提出すること。
- (2) 添付可能なファイルはファイル形式に関係なく**1つのみ**である。複数のファイルの添付はできないので、必要に応じて圧縮ファイルにより一つのファイルにまとめること。
よって、見積内訳書と見積内訳総括表が別ファイルとなっている場合は、一つのファイルにまとめること。
- (3) 添付ファイルの形式及びバージョンについては、以下のとおりとする。
なお、ファイルの容量が大きい場合はLZH、ZIP形式の圧縮ファイルでの提出も可能とする。

(添付ファイルとして使用するソフトウェア)

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル
- ・一太郎
- ・圧縮ファイル（LZHまたはZIPファイル）

- (4) 添付ファイルの名称は、会社の所在地（本社・本店がある「市町村名」または「都道府県名」） + 会社名の略称 合わせて10文字以内とすること。

なお、「株式会社」や「有限会社」等の法人の組織名は省略すること。

() ファイル名称例

【県内企業】 会社名： 建設株式会社 の場合

本社の所在地：福島市

ファイル名：(福島市) 建設

【県外企業】 会社名：株式会社 興業福島支店 の場合

本社の所在地：東京都港区

支店の所在地：福島市

ファイル名：(東京都) 興業

また、県内に受任先がある場合であっても、会社の所在地は「本社・本店の所在地」がある市町村名又は都道府県名とする。

5 添付ファイルが送信できない場合の取り扱い

(1) 技術提案書のファイルの容量が合計2MBを超える場合は、様式第1号のみ添付するものとし、入札参加受付期限日までに「紙入札方式参加承諾願」を入札執行機関に提出し、その承諾を得ること。

(2) (1)の場合における様式第1号以外の技術提案書については、県が指定する入札参加受付期限までに到達するよう、**持参、郵送又は電子メール**により提出するものとし、複数の方法による提出は認めない。

(3) 郵送により送付する場合には、封筒の表に次の内容を記載すること。

ア 入札参加者の商号又は名称

イ 工事(業務)番号

ウ 工事(業務)名

エ 「電子入札技術提案書在中」との朱書き

(4) 電子メールにより送付する場合には、上記(3)アからエまでの内容をメール本文に記載のうえ、提出するファイルを送信すること。

(5) 見積内訳書(総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表を含む)のファイル容量が合計2MBを超える場合においては、上記(1)から(4)の運用に準じる。

この場合、見積内訳書の1ページ目(総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表)のみを添付するものとし、上記(3)のエについては「電子入札見積内訳書等在中」とする。

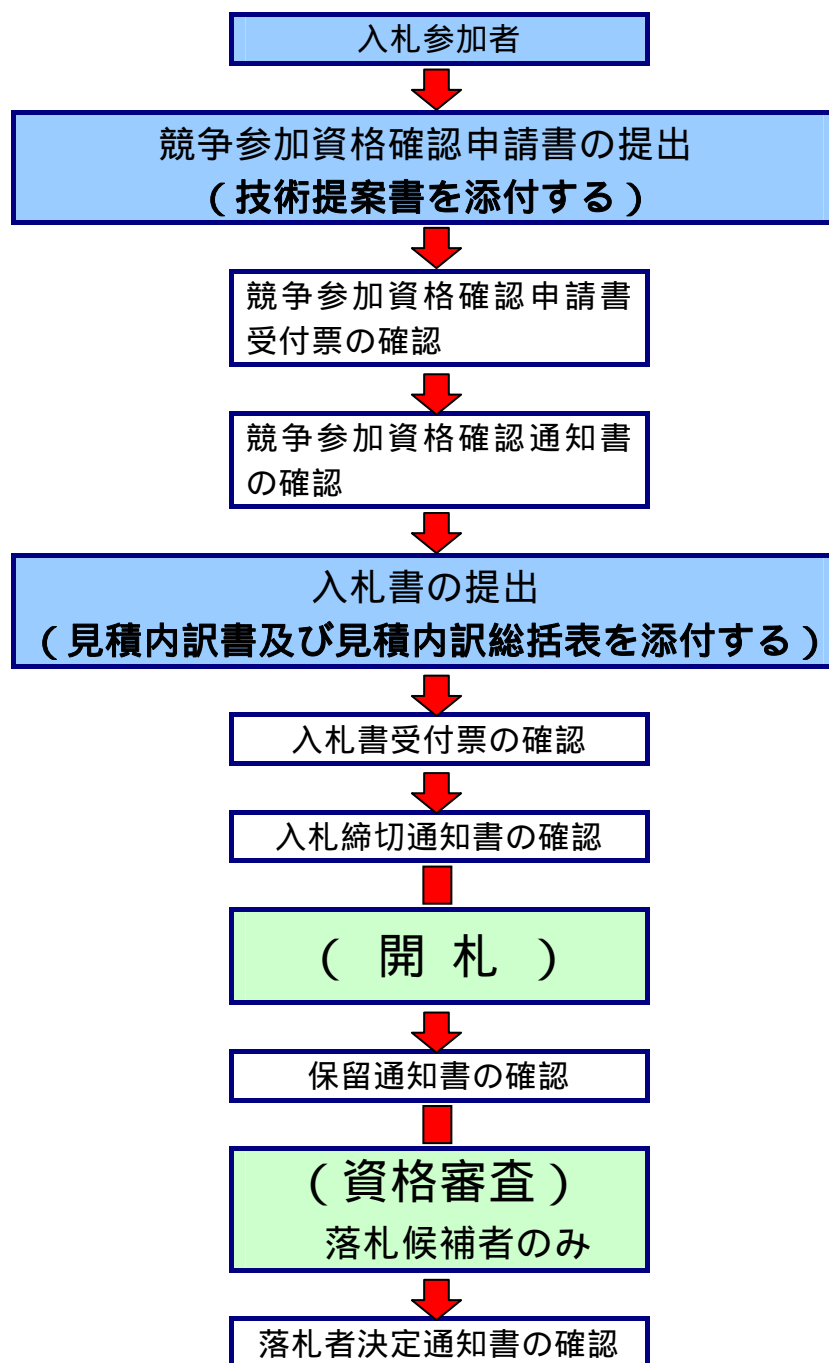
6 落札候補者の入札参加資格要件等審査における書類の提出について

開札後、落札候補者への連絡は別途電話等で行う。

落札候補者は、資格等確認書類を指定期日までに入札執行機関へ提出すること。

なお、電子入札システムにより提出することはできないので注意すること。

総合評価方式の電子入札システム上の流れ



福島県電子入札運用基準（工事等）

制 定 平成20年2月1日総務部長依命通達

最終改正 平成23年11月1日

第1 趣旨

この基準は、福島県（以下「県」という。）が福島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う工事、測量、工事の設計及び工事に関する調査（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続きに関し、円滑かつ的確に実施するための事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- 1 電子入札システム 県がコンピュータとネットワークを利用して参加申請から入札、落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を行うための情報システムをいう。
- 2 電子入札 電子入札システムを使用して処理する入開札事務をいう。
- 3 紙入札 電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入開札事務をいう。
- 4 ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- 5 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- 6 入札参加者 電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。
入札参加者は、あらかじめ、県の「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱」に基づき入札に参加する資格があると認定され、「工事等請負有資格業者名簿」に登録されており、かつ電子入札システムの利用者登録を行う必要がある。
- 7 紙入札参加者 案件毎に県の承諾を受け、紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

第3 電子入札対象案件

電子入札対象案件は、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額未満であるもののうちから、県があらかじめ指定するものとする。

第4 電子入札システムの利用時間

電子入札システムの利用時間は、原則として、午前9時から午後5時まで（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

第5 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、あらかじめ、電子入札に使用できるＩＣカードを取得して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

また、ＩＣカードの更新、追加等を行った場合も、同様とする。

第6 電子入札対象案件の登録等

県は、電子入札対象案件を電子入札システムに登録するとともに、電子入札対象案件である旨を公告等に記載する。

- 1 入札参加の受付期間は、原則として第18の質問回答日の翌日及び翌々日の2日間（その日が休日に当たるときはその前日に当たる平日とする。）とする。
- 2 入札書受付の期間は、原則として、開札日またはその前日（その日が休日に当たるときはその前日に当たる平日とする。）とし、その受付時間は、それぞれ午前9時から午後5時までの間で設定し、最低4時間確保するものとする。
ただし、県が必要と認める場合は入札書受付開始日を開札日の前々日以前にすることができる。
- 3 見積内訳書（総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表を含む。）の開封日時は、開札日に設定する。
- 4 その他の日時等は、福島県条件付一般競争入札実施要領の規定に準じて設定するものとする。

第7 入札参加者が使用するＩＣカードの取扱い

- 1 入札参加者が電子入札において使用することができるＩＣカードは、入札参加者（経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）にあっては、経常ＪＶ又は特定ＪＶを代表する構成員（以下「代表構成員」という。））の代表者又は当該代表者から入札及び見積に関する一切の権限について委任を受けた者のＩＣカードとする。
- 2 入札参加者が特定ＪＶである場合にあっては、発注機関の長は、協定書と同一の内容を記録したファイルを第11に規定する受付の際に提出させるものとする。

第8 電子入札対象案件におけるシステム利用の原則

- 1 電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続きを行うものとし、原則として書面による入札参加申請書、辞退届及び入札書等の提出は認めない。
- 2 電子入札対象案件については、入札参加者に対する入札手続きに関連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

第9 紙入札による参加を承諾する場合

- 1 第8の規定にかかわらず、次の各号に該当する入札参加者にあっては、入札参加受付期限日までに「紙入札方式参加承諾願」（別記第1号様式）を提出し、その承諾を得て、技術提案書及び入札書等を指定する期日までに持参する方法で入札するものと

する。

- (1) 電子入札システムの障害等により、入札書等の提出期日までに、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
 - (2) 電子入札を行うためのＩＣカードが失効（有効期限切れを除く。）、破損等で使用できなくなった場合で、ＩＣカードの再発行の申請を予定又は申請中の場合
 - (3) 電子入札を行うためのＩＣカードの名義人が退職、異動等により、当該ＩＣカードを使用することが不適當となった場合で、ＩＣカードの再発行の申請を予定又は申請中の場合
 - (4) その他の紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合
- 2 入札参加申請締切から入札書等の提出期日までの間に、上記１の(1)から(4)の理由により、入札書等が提出できない場合にあっては、１の規定にかかわらず入札書等提出期日までに「紙入札方式参加承諾願」により承諾を得た上で、入札書等を持参する方法で入札に参加するものとする。
- 3 県は１の規定により、紙による参加を認めたときは、当該案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。
ただし、すでに電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。
- 4 県は、１の規定により紙による参加を認めたときは、開札時に紙入札参加者として電子入札システムに登録するものとする。

第10 電子ファイルの作成基準

- 1 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェアは、次のいずれかによらなければならない。
なお、添付ファイルの容量は2MBまでとする。
 - (1)MicrosoftWord
 - (2)MicrosoftExcel
 - (3)PDFファイル
 - (4)一太郎
- 2 複数ファイルとなる場合は、１つのファイルに圧縮し、送信するものとする。ただし、圧縮ファイルの形式については、LZH又はZIP形式とする。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札参加者は事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、ウィルスに感染したファイルを添付してはならない。

第11 入札参加申請

- 1 入札参加者は入札参加受付期限日までに、電子入札システムにより、入札参加申請を行うものとする。
- 2 その際、総合評価方式の場合にあっては、技術提案書を添付ファイルとして送信するものとする。
- 3 2以外の場合にあっては、任意の電子ファイルを添付ファイルとして送信するものとする。

とする。

- 4 入札参加者は添付ファイルを送信する前に、必ずウイルスチェックを行うものとする。

なお、第13の1にある見積内訳書等を提出する際も同様とする。

- 5 ウイルス対策用ソフトの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用したものでウイルスチェックを行うものとする。

- 6 入札参加者から提出された添付ファイルにおいてウイルス感染が判明した場合、入札執行権者はウイルスチェックの実施の有無を当該入札参加者に確認の上、期日を指定し、書面により持参又は郵送での再提出を求めるものとする。

なお、再提出する場合においては、「コンピュータウイルスチェック票」（別記第2号様式）を添付するものとする。

第12 入札参加申請時に技術提案書が送信できない場合

- 1 ファイルの容量が合計2MBを超える場合においては、技術提案書の様式第1号のみ送信するものとする。
- 2 1の場合における様式第1号以外の技術提案書については、県が指定する入札参加申請の提出期限までに到達するよう、持参、郵送又は電子メールにより提出するものとし、複数の方法による提出は認めない。
- 3 郵送により送付する場合には、封筒の表に次の内容を記載するものとする。
 - (1)入札参加者の商号又は名称
 - (2)工事（業務）番号
 - (3)工事（業務）名
 - (4)「電子入札技術提案書在中」との朱書き
- 4 電子メールにより送付する場合には、3(1)から(4)までの内容をメール本文に記載のうえ、提出するファイルを送信するものとする。

第13 入札

- 1 入札参加者は、電子入札システムにより入札書及び工事案件においては見積内訳書（総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表を含む）を入札書等の提出期日までに提出するものとする。

なお、当該期日までに入札書が到達しない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 2 入札書には、入札金額、くじ番号等必要な事項を全て入力するものとする。

なお、見積内訳書（総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表を含む）のファイル容量が合計2MBを超える場合においては、第12の運用に準ずるものとする。

この場合第12の1の様式第1号に代え、見積内訳書の1ページ目（総合評価方式の場合にあっては、見積内訳総括表）のみを添付するものとし、第12の3(4)は「電子入札見積内訳書等在中」とする。
- 3 県は、電子入札書等が提出されたときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。
- 4 入札書等の提出期日の経過後直ちに電子入札を締め切り、その旨を入札参加者（紙

入札参加者を除く)に通知するものとする。

- 5 提出された入札書、辞退届等の変更又は取消しは認めない。
- 6 入札参加者側の障害等により入札及び開札の日時を変更する場合の基準及び取扱い
 - (1) 入札参加者側から障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合には、県は、障害の内容と復旧の見込みについて調査確認を行うものとする。復旧までに相当の時間を要すると判断され、かつ、次のいずれかに該当する事由により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。
 - ア 天災
 - イ 広域・地域的停電
 - ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
 - エ その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）
 - (2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。
 - (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した後に、再度その旨を通知するものとする。
 - (4) (2)及び(3)の規定による通知については、電子入札システムを使用していることができない場合又は紙入札参加者に対する場合には、ファクシミリ等を使用して行うものとする。
- 7 県の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更する場合等の取扱い
 - (1) 県は、県の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込み等について調査確認を行い、必要があるときは、入札若しくは開札の日時の変更を行い、又は紙入札に切り替えるものとする。この場合において、既に入札している入札参加者の電子入札書等は、有効なものとして取り扱うものとする。
 - (2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。
 - (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時の決定後に、再度その旨を通知するものとする。
 - (4) 6(4)の規定は、(2)及び(3)の規定による通知について準用する。

第14 開札

- 1 県は、入札公告で示す日時及び場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 紙入札参加者がいるときの開札にあつては、開札日時に、紙入札者の前で、入札書を開封する旨を告げるものとする。この場合において、県は、開封した入札書の、氏名又は名称及びくじ番号を、それぞれ1回ずつ明瞭に読み上げるとともに、県の使用に係る電子計算機に入力するものとする。
- 3 県は、県の使用に係る電子計算機に表示される入札結果を確認して、その順位及び落札者又は落札候補者を決定するものとし、その場において、落札者又は落札候補者の氏名又は名称及び落札金額を口頭で公表するものとする。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式の場合にあつては、同評価値の入札をした者）が2者以上あるときは、電子くじにより落札者又は落札候補者の決定を行う。
ただし、2番目となる同じ価格をもって入札した者が2者以上あるときは、電子くじによらず、書面で行う。3番目以降の順位を決定する必要があるときも同様とする。
- 5 県は、落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者（紙入札参加者を除く。）に対しては電子入札システムを使用して、紙入札参加者に対しては、電話等により通知する。

第15 再度入札

- 1 当初開札において、落札者又は落札候補者が決定しなかった場合には、必要に応じて再度入札を行うものとする。
- 2 再度入札の日時等については、電子入札システムにより行うものとする。
なお、紙入札参加者に対しては、電話等により通知する。
- 3 入札書の提出方法については、指定された日時までに入札書のみを提出するものとする。
- 4 開札の方法は第14に準ずるものとする。
- 5 工事の場合において落札候補者は、第12の2から4までの運用に準じて見積内訳書（総合評価方式の場合にあつては、見積内訳総括表を含む）を提出するものとする。

第16 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用して行った入札は、無効とする。ただし、落札後に判明した場合には、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができる。また、ICカードを不正に使用して入札を行った者については、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」に基づく入札参加資格制限等の措置を行うことがある。

第17 入札書の無効

福島県工事等競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- 1 第16の規定に該当した入札書
- 2 第9の規定による承諾のない、又は指示によらない紙の入札書

- 3 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書
- 4 ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して提出された入札書
- 5 入札書提出時に使用したICカードの有効期限が開札日までに期限切れになり、開札することができない入札書
- 6 総合評価方式の場合において、入札参加申請時に技術提案書の添付がされなかった入札書
- 7 工事の場合において、入札書等の提出時に見積内訳書（総合評価方式の場合にあつては、見積内訳総括表を含む）が添付されていない入札書
- 8 第10の定めによらないソフトウェアで作成されたファイルが添付された入札書
- 9 第11の6の規定により、添付ファイルのウイルスチェックを行わなかったことが確認された入札書

第18 設計図書等に関する質問及び回答

電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答については次の各号によるものとする。

- (1) 質問は、公告等で示す日時までに、FAX、電子メールにより行うものとする。
- (2) 質問の回答は、福島県のホームページに登録するものとする。

第19 免責事項

- 1 利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において利用者に生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 2 電子入札システムの利用に当たり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続きを行ったうえで利用者本人と認めて県が取扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 3 天災、事変その他システム管理者の責に帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について県は責任を負わないものとする。

第20 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、財務規則、福島県条件付一般競争入札実施要領、入札公告、入札説明書等の定めるところによる。

第1号様式（第9関係）

紙入札方式参加承諾願

年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事等の入札については、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾してください。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 電子入札により参加することができない具体的な理由

上記について承諾します。

なお、当該案件について電子入札システムを使用した手続は行わないでください。

また、入札の際は、入札執行日の開札時間までに入札書を開札会場に持参してください。

上記について承諾できません。

理由

年 月 日

様

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

コンピュータウイルスチェック票

貴社より送付されました電子入札の添付ファイルが、コンピュータウイルスに感染していることが判明しましたので、下記の項目に記入の上、入札執行機関へ提出してください。

		記入日	平成 年 月 日
会社名			
記載者	役職名		
	氏名		
連絡先	TEL		
	FAX		
	e-mail		

工事番号	
工事名	
ウイルス感染が認められたファイル名	
添付ファイル提出前のウイルスチェック実施の有無	有 ・ 無
添付ファイルのウイルスチェックをした日時	
ウイルスチェックしなかった理由	
使用したウイルスチェックソフト名 ※	
ソフトのバージョン ※	
ウイルスパターンの最新更新日時 ※	
再発防止のための対応	

※ ウィルスチェックソフトのバージョン・パターンファイルについては、画面のハードコピーを添付することでも構いません